

人

## 育児時短勤務手当金請求書

|  |                     |               |                              |
|--|---------------------|---------------|------------------------------|
| 組合員の記号・番号  | 記号 101 番号 ×××××     | 所 名 称         | 行財政局人事部厚生課                   |
| 所 属 コ ー ド  | 1 2 4 0 0 3 0 0 0 0 | 所 在 地         | 京都市中京区寺町通御池上る<br>上本能寺前町488番地 |
| (フリガナ)   | キョウサイ クミアイ          | 生 年 月 日       | 年 月 日                        |
| 組 合 員 氏 名  | 共 済 組 合             | 資 格 取 得 年 月 日 | 年 月 日                        |
| 育児時短勤務の開始日・終了予定日   | 令和7年4月15日           |               | 令和8年3月31日                    |
| 請求期間(支給対象月)の初日・末日  | 令和7年9月1日            |               | 令和7年9月29日                    |
| 対象となる子の氏名・誕生日  | 共 済 組 子             |               | 令和5年10月1日                    |
| 育児時短勤務開始時の<br>標準報酬等級及び月額   | (標準報酬等級)<br>2 2 級   | (標準報酬月額)      | 3 0 0 , 0 0 0 円              |
| 上記のとおり請求します。<br>(宛先)京都市職員共済組合理事長<br>令和〇年〇月〇日 住所 京都市〇〇区〇〇町〇〇<br>請求者<br>氏名 共 済 組 合 |                     |               |                              |

※以下項目は総務事務センター(他任命権者においては職員課、人事課)記載欄

育児時短勤務の開始日は、対象の子で育児時短勤務を取得した最初の日(令和7年4月1日以前から取得している場合は、令和7年4月1日)を記入してください。  
育児時短勤務を取得しない月があった場合は、次に育児時短を取得した日を記入してください。

請求期間は、育児時短勤務を行っている期間の月の1日から月末までを記入してください。  
・初回請求時の請求期間の初日は、育児時短勤務を開始した日を記入してください。  
・最終請求時の請求期間の末日は、育児時短勤務に係る子が2歳に達する場合は子が2歳に達する日の前日(子の2歳の誕生日の前々日)を記入し、その他の事由により育児時短勤務を終了する場合は、育児時短勤務を終了する日を記入してください。

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

年 月 日 職名

赤枠内の事項については、所属所(市長部局であれば総務事務センター)にて記載及び証明しますので、記入不要です。  
氏名

※太枠内を記入してください。

(所属所長証明欄は、総務事務センター(他任命権者においては職員課、人事課)で記入してください。)

備考1 勤務しない期間に報酬が支払われた場合には、期間中に支払われる報酬についての所属機関の長又は事務担当者の証明を添付してください。

2 手当金は、あらかじめ登録いただいている短期給付金口座に振り込まれます。

3 手当金通知書は、総務事務センター(他任命権者においては職員課、人事課)に届け出ている住所宛に送付されます。

イメージ図

【パターン①】 継続して部分休業を取得している場合

|                      | 8月                  | 9月                  | 10月                | 11月                 | 12月        |
|----------------------|---------------------|---------------------|--------------------|---------------------|------------|
| 勤怠                   | 8/1～部分休業            |                     |                    |                     | 12/1～通常勤務  |
| 報酬                   | 全額支給 (30万)          | 減額支給 (28万)          | 減額支給 (27万)         | 減額支給 (28万)          | 減額支給 (27万) |
| 支給対象月                | 対象                  | 対象                  | 対象                 | 対象                  | 対象外        |
| 標準報酬月額               | 28万                 | 32万                 | 32万                | 32万                 | 32万        |
| 育児時短勤務の開始日           | 8月1日                | 8月1日                | 8月1日               | 8月1日                |            |
| 育児時短勤務の終了予定日         | 11月30日              | 11月30日              | 11月30日             | 11月30日              |            |
| 請求期間 (支給対象月) の初日     | 8月1日                | 9月1日                | 10月1日              | 11月1日               |            |
| 請求期間 (支給対象月) の末日     | 8月31日               | 9月30日               | 10月31日             | 11月30日              |            |
| 育児時短勤務開始時の標準報酬等級及び月額 | 21等級28万             | 21等級28万             | 21等級28万            | 21等級28万             |            |
| 育児時短勤務手当金            | 30万 ≧ 28万のため<br>不支給 | 28万 ≧ 28万のため<br>不支給 | 27万 < 28万のため<br>支給 | 28万 ≧ 28万のため<br>不支給 |            |

↑  
育児時短勤務開始日は8月のため、標準報酬月額は8月の内容となる

【パターン②】 部分休業を取得しない月がある場合

|                      | 8月                  | 9月         | 10月                | 11月                | 12月        |
|----------------------|---------------------|------------|--------------------|--------------------|------------|
| 勤怠                   | 8/1～部分休業            | 9/1～通常勤務   | 10/1～部分休業          |                    | 12/1～通常勤務  |
| 報酬                   | 全額支給 (30万)          | 減額支給 (28万) | 全額支給 (30万)         | 減額支給 (28万)         | 減額支給 (27万) |
| 支給対象月                | 対象                  | 対象外        | 対象                 | 対象                 | 対象外        |
| 標準報酬月額               | 28万                 | 32万        | 32万                | 32万                | 32万        |
| 育児時短勤務の開始日           | 8月1日                |            | 10月1日              | 10月1日              |            |
| 育児時短勤務の終了予定日         | 8月31日               |            | 11月30日             | 11月30日             |            |
| 請求期間 (支給対象月) の初日     | 8月1日                |            | 10月1日              | 11月1日              |            |
| 請求期間 (支給対象月) の末日     | 8月31日               |            | 10月31日             | 11月30日             |            |
| 育児時短勤務開始時の標準報酬等級及び月額 | 21等級28万             |            | 23等級32万            | 23等級32万            |            |
| 育児時短勤務手当金            | 30万 ≧ 28万のため<br>不支給 |            | 30万 < 32万のため<br>支給 | 28万 < 32万のため<br>支給 |            |

↑  
前月が全て通常勤務のため、育児時短勤務開始日リセット

【パターン③】 令和7年4月1日より前から部分休業を取得している場合

|                      | 3月         | 4月                 | 5月                 | 6月                  | 7月         |
|----------------------|------------|--------------------|--------------------|---------------------|------------|
| 勤怠                   | 3/1～部分休業   |                    |                    |                     | 7/1～通常勤務   |
| 報酬                   | 全額支給 (35万) | 減額支給 (28万)         | 減額支給 (27万)         | 減額支給 (33万)          | 減額支給 (27万) |
| 支給対象月                | 対象外        | 対象                 | 対象                 | 対象                  | 対象外        |
| 標準報酬月額               | 28万        | 32万                | 32万                | 32万                 | 32万        |
| 育児時短勤務の開始日           |            | 4月1日               | 4月1日               | 4月1日                |            |
| 育児時短勤務の終了予定日         |            | 6月30日              | 6月30日              | 6月30日               |            |
| 請求期間 (支給対象月) の初日     |            | 4月1日               | 5月1日               | 6月1日                |            |
| 請求期間 (支給対象月) の末日     |            | 4月30日              | 5月31日              | 6月30日               |            |
| 育児時短勤務開始時の標準報酬等級及び月額 |            | 23等級32万            | 23等級32万            | 23等級32万             |            |
| 育児時短勤務手当金            |            | 28万 < 32万のため<br>支給 | 27万 < 32万のため<br>支給 | 33万 ≧ 32万のため<br>不支給 |            |

↑  
R 7.4.1制度改正のため開始日は4/1